

町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月町田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）<u>でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の規定による指定を受けた事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>

規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)
については、第6条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。